

団体生命共済 次期制度改定 組織討議(案) 改定ポイント

1. 制度改定内容

対象者	改定内容	概要	現行	改定
(1) 若年層	「若年層型」の新設	団体生命共済の通常メニューに加え、単組単位で新たに若年層型を設定	通常メニュー	通常メニュー＋若年層型
(2) 全員	「がん保障特約」の付帯	がん保障ニーズをふまえ、組合員と配偶者のメニューにがん保障特約を付帯 【若年層型】 がん保障10万円 【組合員一律型】 がん保障20万円 【医療コース】 入院共済金日額の200倍を基本(例. 入院日額5,000円の場合、100万円) ※1口(10万円保障)あたりの掛金単価 60歳以下 :60円 61～65歳 :130円	がん保障特約なし	がん保障特約あり (がん診断共済金、がん死亡共済金)
(3) 全員	病気入院保障の充実	医療費の自己負担増加や高額保障ニーズに対応するため、以下のとおり病気入院保障の充実をはかる		
	① 医療選択制メニューを基本	メニュー構成において医療選択制を基本とする	医療型セット・メニュー または 医療選択制・メニュー	医療選択制・メニューを基本
	② 最低入院保障の引き上げ	入院共済金日額の最低型を引き上げ(現行2,000円メニューの取扱い県が対象)	最低2,000円	最低3,000円
	③ 最高入院保障の引き下げ	入院共済金日額の最高限度の拡大	最高10,000円	最高15,000円
	④ 入院保障の付帯基準の拡大	死亡共済金に対する入金共済金日額の付帯基準を拡大 (例)死亡共済金600万円の場合、入院共済金日額は6,000円以下から12,000円以下に拡大	死亡共済金の 1/1,000以下	死亡共済金の 2/1,000以下
(4) 再任用 再雇用	再任用・再雇用者のための掛金単価の引き下げなど	再任用・再雇用者が団体生命共済に継続加入しやすくするため、以下のとおりとする		
	① 掛金単価の引き下げ	61～65歳の基本契約(死亡・重度障害保障)の掛金単価(1口10万円保障)の引き下げ	1口69円	1口60円
	② 死亡300万円型の設定	保障額の小さい死亡300万円型を設定(すでに設定済みの県を除く)	通常メニュー	死亡300万円型の設定
(5) 退職者	退職者のための「退職者団体生命共済」の新設			
	① 退職者団体生命共済の新設	団体生命共済の退職後の受け皿制度として「退職者団体生命共済」を新設	退職後の移行制度なし	退職者団体生命共済 (月払・口座振替)
	② 長期共済加入者の加入選択	退職者団体生命共済の導入から「一定期間」、長期共済加入者は、従来からの基軸制度である退職後共済または新設した退職者団体生命共済のいずれかに移行できる	退職後共済(一時払)	退職後共済(一時払) または 退職者団体生命共済 (月払・口座振替)
(6) 早期退職者	早期退職者のための移行要件の改善	従来の長期共済加入者の早期退職時の移行制度について、団体生命共済の未加入者にも適用		
			早期退職時の移行制度なし	早期退職時の移行制度あり
			早期退職時の移行制度あり	早期退職時の移行制度あり

2. 実施時期

上記(1)～(4) 2018年7月発効以降、順次各県枝の発効月から適用実施

上記(5)(6) 2017年8月発効から先行実施